別表六（二）付表四　記載要領

1　この表は、内国法人が令第141条の６第１項（保険会社の投資資産及び投資収益）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令第155条の27の３第３項（国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算）（令第141条の６の規定により国外事業所等帰属所得（法第69条第４項第１号（外国税額の控除）に掲げる国外源泉所得をいう。）に係る所得の金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「投資資産の額」の各欄は、保険業法施行規則第47条各号（資産の運用方法の制限）に掲げる方法により運用を行う資産について内国法人又は連結法人の当該事業年度又は連結事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている金額を記載すること。

3　「責任準備金の額　⑾」の欄は、内国法人又は連結法人の当該事業年度又は連結事業年度終了の時において保険業法第116条第１項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額を記載すること。

4　「支払備金の額　⑿」の欄は、内国法人又は連結法人の当該事業年度又は連結事業年度終了の時において保険業法第117条第１項（支払備金）に規定する支払備金として積み立てられている金額を記載すること。

5　「国外事業所等に係る責任準備金相当額　⒀」の欄は、内国法人又は連結法人の当該事業年度又は連結事業年度終了の時において保険業法に相当する外国の法令の規定により国外事業所等（法第69条第４項第１号に規定する国外事業所等をいう。次号において同じ。）に係る保険業法第116条第１項に規定する責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載すること。

6　「国外事業所等に係る支払備金相当額　⒁」の欄は、内国法人又は連結法人の当該事業年度又は連結事業年度終了の時において保険業法に相当する外国の法令の規定により国外事業所等に係る同法第117条第１項に規定する支払備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載すること。

別表六(一)の表中「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四)「29」）」を「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四)「29」＋別表六(四の二)「17」）」に、「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六（四）「30」）」を「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四)「30」＋別表六(四の二)「18」）」に改め、同表の記載要領第１号中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は外国法人が法第144条の２（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に」に改め、同号ロ中「第69条第１項」の次に「又は第144条の２第１項」を加える。

別表六(一)の表中

法人税（別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）	1	外　円
地方法人税（地方法人税申告書別表二「10」又は別表二付表「７」）	2	
道府県民税（((1)×（５％又は3.2％））又は別表六(三)付表一「28の④」）	3	
市町村民税（((1)×（12.3％又は9.7％））又は別表六(三)付表一「28の⑤」）	4	
計(1)＋(2)＋(3)＋(4)	5	外

を

法人税（別表六(二)「16」、別表六(五の二)「12」、別表六の二(二)付表「13」、別表六の二(二の二)付表「９」又は別表六の三「11」）	1	円
地方法人税（地方法人税申告書別表二「10」若しくは「29」又は別表二付表「７」）	2	
道府県民税（((1)×3.2％）又は別表六(三)付表一「28の④」）	3	
市町村民税（((1)×9.7％）又は別表六(三)付表一「28の⑤」）	4	
計(1)＋(2)＋(3)＋(4)	5	

に、

道府県民税（((1)＋（１の少ない金額）	
市町村民税（((5)＋（５の額）	